

令和8年度 松山市立清水小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月24日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、松山市立清水小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止その他の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭
生徒指導主事、教務主任
学級担任、学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

PTA
学校運営協議会委員
公民館 等

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクール
カウンセラー 等

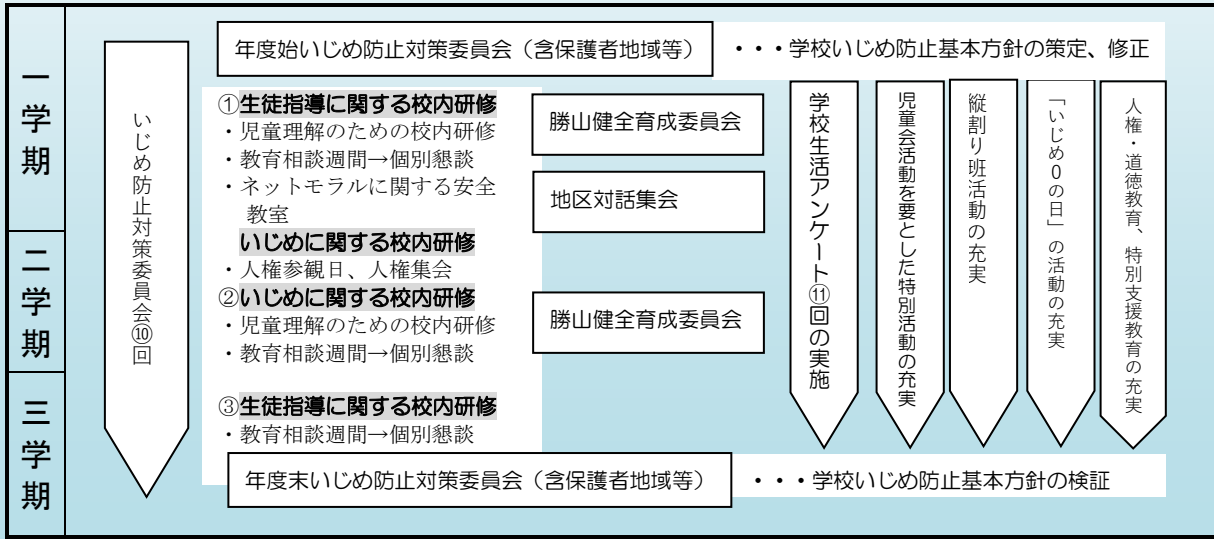
【關係機關】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援セン
ター
子ども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学
こども家庭庁 等

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。特定の教職員が抱え込むことのないよう、情報の共有化を図る。
- ② 「生徒指導提要」や「松山市いじめ対応アクションプラン【改訂版】」「こども基本法」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付けるような人権教育に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳の実践力を培う道徳教育を充実させる。
- ⑤ 多様性を認め合ったり心のつながりを感じとったりすることができ、全ての児童にとって安全で安心な学級経営や授業改善に努める。
- ⑥ 「まつやまいじめ〇の日」には、クラス遊びやいじめ〇に向けた集会活動を行うなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ〇ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やＰＴＡ、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① いじめの未然防止のために、全教育活動において、いじめをしない態度や能力を身に付けさせるための働きかけを継続して行う。
- ② 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できるよう体制を整えておく。（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ③ 定期的に学校生活アンケートを実施したり、児童クラブや放課後子ども教室と連携を密にするなどして、情報収集に努めたりするとともに、個別面談等、きめ細かな実態把握に努める。
- ④ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」を運用し、周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子どもやいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的な対応を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。また、各学年、スクールカウンセラーを活用した教育相談を定期的に実施し、いじめの未然防止に努める。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、「相談者」や「仲裁者」に転換するように促す。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ SNS を介したインターネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。インターネットへの不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会等に報告の上、学校のもとに組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気が付きましょう。 ○子どもの様子が違和感を覚えたら、迷わず学校に相談し、協力して同歩調で取り組みましょう。 ○事故・犯罪の被害にあったら、学校や警察などの諸機関に通報・相談しましょう。 ○わが子が「いじめる側」にならないよう、普段からコミュニケーションをしっかりととり、話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です、地域が子どもにとっての安らぎの場となるようにしましょう。